

まこと新聞

発行者
高島まこと
後援会長
明石 直大
亀山市辺法寺町
205
85-1744



東日本大震災災害廃棄物処理について

ご挨拶

皆様、こんにちわ 高島まことです。
先月6月には、季節外れの台風が上陸したり、津市で雹（ひょう）が降ったり天候不安定で、今後大きな地震が起きないかと大変心配している今日この頃ですが、皆様如何お過ごしですか？

さて、今回のまこと新聞 第11号は、・・・
～ 1 . 東日本大震災廃棄物処理について
～ 2 . 消防署北東分署建設基本計画について
～ 3 . 国民宿舎 関ロッジ条例の制定について
この3項目の内容について各項目別に詳しくお伝えしたいと思います。

平成24年4月24日 三重県環境生活部廃棄物対策局が説明会が実施されました。内容を抜粋しますと、
目的

本ガイドラインは、東日本大震災により発生した災害廃棄物を県内で処理する場合における、技術的な事項を定めることにより、災害廃棄物の処理に於ける安全性を確保し、災害廃棄物の処理を支援することで被災自治体の復興に資することを目的とする。

処理の基本的な考え方

災害廃棄物については、平成24年4月20日に県市長会、県町村会及び県の3者で取り交わした「災害廃棄物の広域処理への対応に係る合意書」及び「災害廃棄物の広域処理への対応に関する覚書」に基づき、三重県が県内市町と一体になって、三重県内における放射能濃度等のモ

ニタニング、焼却、埋立処分等に関する個別計画の策定をはじめ、その計画の実施等についても行うものとする。とあります。又、災害廃棄物の放射能濃度もガイドラインの制定が有りまして、

- 1 . 対象とする放射性物質は、セシウム134及び137とする。
- 2 . 災害廃棄物の処理に伴い処理作業の従事者及び周辺住民が受ける線量限度は、国際放射線防護委員会（ICRP）勧告による一般公衆の年間線量限度である1ミリシーベルト/年を下回るものとする。
- 3 . 災害廃棄物を受け入れるにあたって目安とする放射能濃度は、100ベクトル/kg以下とする・・・等々

事細かく放射能濃度について表示、説明が有りました。

此処亀山市に於きましては、桜井市長が4月に会見を開き、災害廃棄物を焼却出来る設備は、問題有りませんが、焼却処理し発生した焼却灰等の受け入れ先が、決まらない・・・との事で、亀山市としては、災害廃棄物の受け入れを拒否しました。お隣の愛知県も可燃物処理施設を建設し受入を予定していましたが、現地の可燃物瓦礫の量が当初見積もっていた量より少なかった事もあり、処理施設建設や受入を白紙撤回致しました。

災害廃棄物の可燃物は、有る程度メドが立ちましたが、未だ不燃物処理の問題が残っています。今後、注意深く見守っていく必要が有ります。

消防署北東分署建設基本計画について

H27年度開署予定!!

選挙前に、皆様に公約の中の一つで防災の充実の中で、ようやく北東分署建設基本計画が、具現化になりましたのでご報告致します。

- 1 . 管轄地区
野登、川崎、及び井田川地区とする。
- 2 . 施設
施設建設の基本方針
～ 1 . 迅速な出動に対応出来る庁舎
～ 2 . 災害に強い庁舎
～ 3 . 機能性に富んだ庁舎

- ～ 4 . 人と環境にやさしい庁舎
- 3 . 庁舎の規模
延べ面積 約1,000㎡
- 4 . 配備予定車両高規格救急車、ポンプ車、軽積載車、女性分団用車両、（軽ワゴン車）、資機材搬送車、水槽車（5,000リットル）
- 5 . 人員配備計画
消防車1台に4人を配置すると考え、1当番4人を配置すると考え、1当番4人を確保出来る正規職員を配置する体制を構築する。
1当番4人×2交替（365日/（261日-20日））=約12人
- 6 . 事業費及び財源
合併特例債を活用する
- 7 . 整備スケジュール （裏面につづく）

基本、事業計画・・・H23年度後期～
 H24年度
 用地購入・・・H25年度前期
 地質調査・・・H25年度後期
 建築設計・・・H25年度全期
 建築工事・・・H26年度
 開署・・・H27年度

この北東分署建設にあたり、ドクターヘリ発着場も完備する予定です。特に一刻の猶予も許されない急患の対応時には、空路で三重大学付属病院や山田赤十字病院に搬送可能となります。

亀山市に於きまして現在、野村町に本署、関町木崎に分署が有りますが、人口密集地でも有ります北東部に分署建設は、消防、防災、救急、に大いに意義有る事だと思えます。東海、東南海、南海沖大震災に備える為にも大きな第1歩だと考えます。

次に、6月24日(日)亀山市消防本署にて亀山市少年消防クラブ(BFC)の結成式が行われ、総務副委員長として、式に出席しました。



この少年消防クラブは、亀山市内の小学校4年～6年生16名で構成され少年、少女の頃から消防、防災に関する知識を身に

つけることにより、将来の地域防災の担い手となる人材を育成するものです。今後のご活躍に期待したいと思います。



又、亀山市には、清水会長(亀山市和田町)を中心に、かめやま防災ネットワークと云うボランティア団体が活躍しています。活動内容は、自治会や団体から要請が有りますと、防災に関する心構えや事前の準備等、出前講座を開講して頂いたり、市内各地域で設置されている自主防災倉庫内の点検、取扱説明等、啓蒙活動をされています。いざ!災害が発生したときに機材が有るのに使い方が解らなかつたり、電池や燃料が切れていたら何の役割も果たすことが出来ません。今後、大地震の発生が予想されます。市、消防署、各自治会、ボランティア団体が、一体となって災害に備える必要が有ります。



国民宿舎関ロτζ条例の制定について

昭和42年・・・この年は、奇しくも私が生まれた年に開業しました、国民宿舎関ロτζは、観光客のニーズや地域性を活かして健全な経営を積み重ねて来たところですが、近年の顧客のニーズと、施設の老朽化も併せ平成19年から赤字経営となっており、税金で補填してきました。民間活力の導入など、経営形態のあり方について、さまざま選択しを検討したなか、指定管理制度を導入することが適切と判断されました。指定管理となった場合、運営にあたり指定管理者が、協定書どおりに施行しているかの検証については、指定管理者制度運用指針に基づき、毎年、事業報告書の提出と、市民ニーズの把握や、モニタリングを実施し、5カ年で総括をする方針です。

管理者と締結する協定書の概要を提示の検証は、今回、公募により関ロτζの経営を希望する業者から、より良い提案を引き出し、市にとって最適な事業者を選定する考えで、実際に締結する際には、議会に示すとの事です。

指定管理料の根拠ですが、関ロτζの運営手法検討調査業務委託を実施し、民間ヒヤリングを行った結果、指定管理料の必要性の有るとの見解から、平成22年度の決算を基準に、収益は2%の増、支出は1%の削減を見込み算出した結果による額を予定しています。

パート職員の雇用や休館中の賃金については、希望されるパート職員は、指定管理

者に引き続き雇用の依頼を行うが平成25年4月から6月までの3ヶ月間については、耐震工事により休館となり、雇用しない事から賃金の支払いは出来ないそうです。

平成25年から29年度までの間に、指定管理者が途中撤退した場合の対応についてですが、指定管理者に於いて原因が有る場合などは、規定書において違約金の賠償請求が出来る事項を盛り込み対応するそうです。

また、指定管理制度を導入することは、時代の変化や経営状況から、やむを得ないところではあるが、指定管理者がいなかった場合や、指定管理となっても途中解約により管理者が撤退した場合に於いては、市が責任を持って持続していくのか問いに市長は、指定管理者として、5カ年の中で運営出来る能力を持った業者を制定し、さまざまな手法を引き出し、市長の責任に於いて万全の体制で取り組んでいくとともに、不測の事態が発生した場合に於いては、行政の責務として、また市長の責任に於いて公の施設として維持していくとの事です。

以上のような議論を経て、討論では、指定管理者制度を導入するにあたり、協定書の内容や、指定管理料の根拠が不明確であり、また休館中のパート職員の処遇等反対討論が有りましたが、採決の結果賛成多数で、今後国民宿舎関ロτζの運営は、原案通り指定管理者制度を導入していく事に決まりました。